



〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F  
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789  
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp  
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

## Monthly Hot News

### 国家公務員法等が一部改正されます

国家公務員の定年の引上げを盛り込んだ「国家公務員法等の一部を改正する法律」が成立しました。なお、民間企業について今のところ、定年の引上げの予定はありませんが、今後の定年制度検討や同一労働同一賃金の観点においてご参照いただければと思います。

#### 1. 定年の段階的引上げ

**現行 60 歳の定年を段階的に引き上げて 65 歳とする。**

(ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66 歳から 70 歳の間で人事院規則により定年を定める)

	現行	令和 5 年度 ～6 年度	令和 7 年度 ～8 年度	令和 9 年度 ～10 年度	令和 11 年度 ～12 年度	令和 13 年度～ 【完成形】
定年	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の 60 歳定年退職者の再任用制度は廃止

(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から 65 歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

#### 2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ① 組織活力を維持するため、管理監督職(指定職及び俸給の特別調整額適用官職等)の職員は、60 歳(事務次官等は 62 歳)の誕生日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。
- ② 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

#### 3. 60 歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額を、職員が **60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日(特定日) 以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に 7 割を乗じて得た額**とする。(役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の 7 割水準)

#### 4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援

- ① 60 歳以後定年前に退職した者の退職手当  
60 歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- ② 定年前再任用短時間勤務制の導入  
60 歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用(任期は 65 歳まで)することができる制度を設ける。

#### 5. その他

- ・ 検察官、防衛省の事務官等についても、同様に定年の引上げ等を行う。
- ・ 施行日：令和 5 年 4 月 1 日

## 令和3年8月1日から、育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢雇用継続給付金の手続の際、通帳等の写しが原則不要になります

※手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要になります。

育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢者雇用継続給付金の最初の支給申請に当たっては、申請書の記載内容の確認書類として「払渡希望金融機関確認書類（通帳やキャッシュカードの写し等）」を提出することになっております。令和3年8月1日以降、原則、これを不要とする取扱いに変更されます。

### 対象となる申請書

- ＜高年齢雇用継続給付金＞ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書
- ＜育児休業給付金＞ 育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- ＜介護休業給付金＞ 介護休業給付金支給申請書

## 令和3年8月1日から、高年齢雇用継続給付の手続の際、あらかじめマイナンバーを届け出ている者について運転免許証等の写しを省略できます

高年齢雇用継続給付金は60歳以上65歳未満の方を対象とする給付であるため、その支給申請に当たっては、被保険者の年齢を確認する書類として「運転免許証や住民票の写し等（以下、添付書類）」を提出することになっております。

マイナンバーを届け出ている方は、ハローワークにおいて年齢の確認ができるため、令和3年8月1日以降、この添付書類を不要とする取扱いに変更されます。

### 対象となる申請書

- ＜高年齢雇用継続給付金＞ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書

### 【留意事項】

雇用保険の届出には必ずマイナンバーを記載する必要があります。番号法※および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務付けられています。  
※正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

## 8月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

7月末までとしている現在の助成内容を9月末まで継続することとする予定と公表されました。

- 10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めて公表される予定です。  
7月末までの現行の特例措置を継続

5月～9月	中小企業	大企業
原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	2/3 (3/4) 13,500円
地域特例 (※1) 業況特例 (※2)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合) (※3)

- (※1) 緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置対象地域において、営業時間の短縮等に協力する事業主（解除月の翌月末まで）
- (※2) 生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主
- (※3) 原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

## 労務協会 夏季休業のご案内

勝手ではございますが、8月12日(木)～8月15日(日)まで当協会は業務をお休みさせていただきます。  
8月16日(月)より通常どおりの業務となりますので、宜しくお願い致します。